

会議日（12月16日）

場 所 ふじみ野市議会第1委員会室

事 件 調査請求事案の取扱いについて
次回日程について

△出席委員（8名）

川 畑 京 子	会 長	川 島 秀 男	副 会 長
野 口 一 也	委 員	鈴 木 宏 樹	委 員
原 田 雄 一	委 員	小 林 憲 人	委 員
鈴 木 啓 太 郎	委 員	塚 越 洋 一	委 員

△欠席委員 な し

△開会及び開議の宣告（午後1時30分）

○川畑京子会長 それでは、ただいまから第3回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を開催させていただきます。

出席委員数が定足数に足りていますので、会議は成立します。

本審査会は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第6条第10項の規定により会議は公開といたします。なお、同条ただし書の規定により、審査を進めていく中で非公開とすべきと認められる場合は、出席委員の3分の2以上の同意を得て非公開とすることができますが、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、傍聴の方に申し上げます。

傍聴席においては発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了解願います。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。

◎調査請求事案の取扱いについて

○川畑京子会長 本日の次第のとおり、本審査会に付託された請求内容について確認したいと思います。

それでは、本日の議題であります調査請求事案の取扱いについてご意見を伺います。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 本調査請求は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例が想定する政治倫理基準違反には該当せず、条例の趣旨及び憲法上の表現の自由の保障という観点に照らしても、調査の対象とする合理性は認められない。したがって、本件調査請求は退けられるべきであるというのが私の意見です。

今後の審査方法によっては、今、意見を言う必要があるなら意見を言いますし、どういうふうに進めるかによってちょっと変わってくるというふうに思うのですけれども、基本的な趣旨はそういう意見です。

○川畑京子会長 他に意見はございませんか。

小林委員。

〔「なしって言ったじゃん」という声あり〕

○小林憲人委員 倫理条例の3条1項6号に該当すると考えますので、政治倫理審査会で扱うものだというふうに理解をしています。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。

〔「なし」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 では、いいですか、続けて。

○小林憲人委員 意見があるの。

○鈴木啓太郎委員 というか、ちょっと休憩にしませんか。今後どんなふうに進めるのかを。

○小林憲人委員 いやいや、意見を出してもらうのですから、意見を言っていたら意見を言っていた方がいいのではないですか。

〔「議事進行は会長がする」という声あり〕

○小林憲人委員 もちろんね。だから、僕は意見を申し上げているのです。

○川畑京子会長 鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 審査をするかをあらかじめ分かった上で、どういうふうに意見を言っていたらいいのかですけれども、最初に意見を言えということであれば、用意してきたものもありますので、陳述するというのでしょうか、意見を述べたいというふうに思います。

いいですか。

○川畑京子会長 休憩したほうがいいですか。

○鈴木啓太郎委員 いや、それでよろしければ。

○川畑京子会長 では、他にご意見はございますか。

小林委員。

○小林憲人委員 特に私が意見というわけではないのですが、意見を申し述べたいというのであれば、申し述べていただいて構わないと思います。

○川畑京子会長 他にご意見ございますか。

塚越委員。

○塚越洋一委員 今回の件ですが、いろいろ配られているものを読ませていただいたのですが、やっぱり関係者にとって事実と違うということが主な理由だと思うのです。ただ、坪田議員の行為については、議会外での本人の言論ということになりますので、この政治倫理審査会がどこまでその審査対象が及ぶのかという点については、微妙な部分ではないかなと思います。はっきり言ってグレーゾーンではないかなと思います。

例えば明らかに本人の人権を侵害するような誹謗中傷だとかになることなら、また別でしょうけれども、必ずしもそこまでとは言い切れない。事実の捉え方の違いだとか、いや間違えたかどうかという範囲のことではないかなというふうに思うのです。だから、そういうことが逐一政治倫理審査会を開くということが常態化すると、恐らくしょっちゅう政治倫理審査会を開くことになりかねないということもあるので、その辺はもう少し合理的な方法を考えたほうがよろしいのではないかなというふうに率直に思いました。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 今、塚越委員からおっしゃった議会外のことだからというのはあるのですけれども、近所の裁判例なんか見ますと、議員のSNS上等とブログ等々の発信については、議員の活動の

一環であるというふうな裁判例も出ている状況ですし、改正時のときもそうなのですが、この倫理条例の3条1項6号を追加したときの議論になりますけれども、その当時、SNSを議会で始めるに当たって、議会外の話になるから、そこはちゃんとルールを決めておこうということでこの条文が入ったというふうに理解をしています。

塚越委員おっしゃるように、逐一倫理審査会開くのはよろしくないだろうというのは、私もよく分かっているところでございます。ただ、状況として、やはり量がどうしても少し多いのではないかなというようなことを私は感じていますので、そこら辺も兼ね合いを見ながら、倫理審査の対象になるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 先ほど申し述べましたように、私としては、本件を調査の対象とする合理性はないというふうに考えているというところです。

本条例は、これからちょっと意見を言います。市議会議員の行為について、一定の倫理的指針を示し、市民からの信頼確保を目的とする政治倫理条例であります。本来は、議員の不当な市の仕事への干渉や、あるいはその役職等の要件が非常に大きな問題になっているわけですが、あくまでも刑罰や行政処分といった法的制裁を直接科すものではなく、調査し審査し結果を公表するという事を通じて、議員の政治的・道義的責任を明らかにする枠組にとどまっております。

したがって、本条例の解釈、運用に当たっては、極めて慎重な態度が必要であるというふうに私は思います。

特に今問題になっております第3条第1項第6号の解釈について申し上げたいというふうに思います。本件で問題とされているのは、事実に基づかない発言及び情報発信をしないことというような条文が加えられたことにあります。しかしながら、この規定における事実に基づかないという文言は、条例上、具体的な定義や要件は示されていません。あるいは、これを制定されたときの議事録とかを確認しましたが、事実は事実として問題になりようがない、議論の余地のないものだというようなことから、この文言が採用されたというふうなことになっています。

しかしながら、様々な法令上の問題点を見ても、事実に基づかないということの内容は極めて多岐にわたります。完全な虚偽であるのか、一部の事実誤認であるのか、事実認識の相違であるのか、評価や意見の相違であるのか、説明を簡略化したり強調したりすることによるものなのか、これらのいずれまでが倫理規定に違反するののかは、条文上明確ではありません。このように抽象度の高い規定を政治家の言論、とりわけ政治的意見表明に対して広義に適用することには、極めて慎重でなければならないというふうに考えるところです。

まず、今回の内容とされています調査請求書、違反した疑いがあると認められる者の氏名、坪田敏孝と記された調査請求の内容の①について申し上げますと…

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後 1 時 4 0 分

再 開 午後 1 時 4 3 分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

ご意見のある方。

鈴木委員。

○鈴木宏樹委員 先ほど取り扱うこと自体をどうこうという話、鈴木啓太郎委員からあったと思うのですが、対象である坪田議員のブログなんか私も見ていました。当時から見えていたけれども、市議会議員21人おりますけれども、ほかの議員のことをやっぱり結構いろいろと書いてあって、そういったようなもの、サイドブックスにも証拠資料として載っていると思うのです。それ見ると、やっぱりこういった経緯だったり内容だったりというものを審査していく必要が私はあるかと思うので、やっぱり取り扱う、扱わないの話ではなくて、倫理条例にのっとった上でですけれども、やっていく必要があるのかなと私は思います。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。

塚越委員。

○塚越洋一委員 ちょっとさっきの繰り返しになるかもしれませんが、さっき小林委員からもあったように、程度問題というか、あまり回数が多いではないかとか、そういうこともおっしゃられているのですが、私も、だからいわゆるグレーゾーンではないかなと思うのです。そういうグレーゾーンの問題のときに、政治倫理審査会が制限的・限定的に取り扱うようにしていくのか、それとも疑いがあるというものについては全て取り扱うようにしていくかということは、やはりはっきりしておかなければいけないのではないかなと思うのです。

例えば用語の解釈一つ取ってみても、政府見解と政府見解と異なる見解とがあった場合、政府見解と違うものは、これは認めないとかということになると、また違って来るわけだし、また学説によっても分かれている問題も結構あるわけなのです。それを一々事実と違うとか、一般的解釈論とは違うとかという形で載らせてくることまで拡大されてしまうと、なかなか難しいかなと。

例えばこの1番目の問題なんかについても、宅地並みといわゆる宅地見込みというところも問題...

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後 1 時 4 6 分

再 開 午後 1 時 4 7 分

.....
○川畑京子会長 再開いたします。

○塚越洋一委員 中身には入りません。要するにそういう解釈の違うグレーゾーンの問題を取り扱うことを含めて審査会で今後やっていくという先例をつくると、議会は先例主義ですので、今後そういうことになってしまうということなのです。私は、そのところを懸念しておりますので、始める前の議論ということでは言わせていただきました。よろしくお願いします。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 塚越委員おっしゃるとおりで、解釈については、解釈が割れることを政倫審にかけるとするのは私はよろしくないと思っていますので、やはり事実と違うことについては取り扱うべきではないかなというふうに考えています。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 私の取り扱う意見としては、憲法21条との関係でこれが妥当かどうかということについて、まずは審議されるべきだというふうに思います。

議員による政治的言論、特に議会活動や議会運営について、これは議会外でということですから、市民に説明したり、評価、意見を述べるというような行為は、民主主義の根幹に関わるものであり、憲法21条が保障する表現の自由の中で最も重要な位置を占める言論であるというふうに私は考えています。

最高裁判例においても、政治的表現の自由については高度の合理性と必要性が求められるというふうにされていて、これは最近のヘイトスピーチや様々な判例の中に出てくることですがけれども、曖昧な基準による過度な制限は、いわゆる萎縮効果を生じさせるおそれがあるというふうに言えると思います。

したがって、本条例の第3条1項6号は、憲法を適合的に意図的かつ悪質な虚偽情報の発信、すなわち社会的評価を不当に低下させることを目的とした明白な虚偽の流布などに限定して解釈されるべきであるというふうに私は考えています。

ところが…

○川畑京子会長 鈴木委員、ちょっとよろしいですか。

休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時49分

再 開 午後1時52分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

小林委員。

- 小林憲人委員 倫理条例の3条1項6号を制定したときにもお話をさせていただいたと思いますが、表現の自由、言論の自由というのは最大限尊重されるべきだと思っていますので、鈴木啓太郎委員のおっしゃっていることはよく私も理解をしているところです。

21条の話をされましたけれども、当然、表現の自由、言論の自由というのは無制限にあるわけではなくて、12条に規定がありますけれども、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うというふうになっていますので、当然、公共の福祉に反しない限りという憲法上の規定がございますので、そこがどうかということだと思っております。

先ほど、悪質な虚偽であるとか、そういった話であれば、こういうところに規定が当てはまるのではないかという鈴木啓太郎委員の意見ございましたけれども、やはり事実ではないことを書くというのは、私は表現の自由の範囲の外にあるというふうに理解をしていますので、当然、3条1項6号自体が憲法違反になるとも思いませんし、今回のケースで言うと、当然、事実に基づかない情報発信に当てはまると思いますので、議題にすることは問題ないというふうに考えています。

- 川畑京子会長 原田委員。

- 原田雄一委員 事実に基づかない発言といいますが、先ほど鈴木委員が言ったように、悪意のある故意の発言というのであれば、やはりそれは事実に基づかないという規定があってもいいかもしれませんけれども、人間誰しもやはり間違いは起こす。その間違いまでも事実に基づかない発言だというふうにするのは、それはいささか問題があるというふうに感じました。

- 川畑京子会長 小林委員。

- 小林憲人委員 まず、特にその悪意とか故意とかを要件にしていないのですよ、3条1項6号は。

〔「そう」という声あり〕

- 小林憲人委員 そうそう、だから今の原田委員の発言はおかしいと私は思いますし、あくまで悪意とか故意とかないう状況の中で、調査をして審査をしましょうというのは、この審査会なわけですから、悪意があるのか、それとも故意なのか、そこも含めて審査をしていけばいいのではないかなという話だと思うのです。だから、特にその要件にいない、今、理解が通じ合えましたが、そこらも含めて調査をしていけばいいのかなというふうに思います。

以上です。

- 川畑京子会長 鈴木委員。

- 鈴木啓太郎委員 要するに、これ市の条例ですから、基本的に憲法が適用されるのは当然のことなわけで、憲法が論じている言論の自由とその公共の福祉に反しないとか、あるいはこれまでの判例において処罰的な対象とされてきたもの、あるいは要するにそうではないものというのは厳然と分けられるべきだと思います。

当然、その憲法上の制約は受けていて、全て事実であるかどうかということの判断基準ではないと思います。世の中にはファンタジーというものもあります。空想の世界を語るということもあります。これらは全て事実には基づかないフィクションというものを物語として整理します。それらは全て処罰の対象なのかというふうに、倫理基準に該当するのかということ、そういうふうには言うことはできません。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 だから、先ほども申し上げましたとおり、何だろう、別にファンタジーについてどうこう言うつもりなんてないわけです。

〔「ファンタジーかもしれないじゃない」という声あり〕

○小林憲人委員 それはさすがにちょっと…

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時56分

再 開 午後1時56分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

○小林憲人委員 そういう話ではなくて、要は、先ほども申し上げましたけれども、審査会の中で悪意があるのか故意があるのかとか、表現の自由の範囲の外なのかどうなのかとか、そういうのを我々調査していくという話だと思っていますので、それはだから中身に入ったときに申しただけであればいい話であると思いますし、今、議事の内容になっているのは、要はここに、審査会として議長から諮問があったものを扱うかどうかということをやっているわけですから、私は扱うべきだというふうに改めて申し上げておきます。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。

川島副会長。

○川島秀男副会長 先ほどから皆様いろいろな意見が出ているとは思いますが、それぞれ皆様委員におかれましても、いろんな考え、主張があるかとは思いますが。しかし、今回、この政治倫理審査会のほうに上程されたというか、7人の請求者がいて、それを議長のほうで認めて、今回政治倫理審査会にかけてくださいと、かけますということで現在会議が行われているわけです。皆様のそれぞれの意見は、今後、この審査会において議論していくべきであり、今まだ審査にのっていないところで言い争っても次に進めませんので、一旦まずここは、調査請求のほうを次に進めた段階で、それぞれのご主張、どの委員が言っていることが理にかなっているのかということを進めていくべきでないかというふうに私は思っております。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 もう一つ、私として付け加えておきたいことは、この条例の趣旨の基本的な考え方として、第5条第2項に、調査請求権の行使についてという項目があります。これは、個人の利益もしくは不利益、または特定の政治目的のために行使してはならない、この調査権を、行使してはならないというような規定があります。事実と異なることといえば、もうそれは単純な誤りまで含むというような今の議論の在り方ですと、もう膨大に存在するということになります。本議会の中でも、本会議で訂正された内容だけでも幾つ数えられるかというほどの、要するに訂正がありました。訂正されたものもありますけれども、訂正されていなかったものもあるかもしれません。そういう意味では事実と違うものなんていうのは、無数に存在することになります。これがしかし、政治倫理の審査会の俎上に上るというのは、7人以上の議員の署名、そして要するに50人以上の市民の署名ということになるわけですから、ある意味では、議会内で多数を占めている意見が、そうではない人の言論を問題にするということに使われかねないというようなことがあるので、私は不平等性があるというふうに思えるのです。つまり、事実でないものなんていうのはそこら中に転がっているわけです。出された、調査請求書の中にも間違いは幾つもありました。ですから、それらがこの調査会の俎上にのるかどうかが、言わば、そこに多数決が用いられて、法の原理ではなくて、多数決が用いられて、審査されるというような在り方であれば、この調査というものは非常に不平等で、不当とまでは言えないかもしれないですね。やはりちょっと公正さを欠いているというふうに言える側面を持たざるを得ないと思うのです。だから、事実とは何かということについて、より厳密に、要するにきちんとした合意の下でこれが進んでいかないで、全ての事実が対象、事実でないものも、つまりもちろんファンタジーや空想までが対象になるというふうになるのであれば、それは非常に特定の不利益や、あるいは政治的な目的というふうなものを疑わざるを得ないという現状にあるのではないかと思います。

○川畑京子会長 一旦休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時01分

再 開 午後2時10分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 いろいろと意見を交わさせていただきましたけれども、まず事実に基づかない発言及び情報発信とは一体何かということがやはり不明確です。あまりにも不明瞭です。例えば小

説を書いたらどうなるのかとか、先ほどファンタジーとか空想とかというふうに申し上げましたけれども、そういうものも要件に入るのか、政治家が小説を書いたり、夢物語を語ったりすると、それはもう事実に基づかない発信というふうになるのかとか、何をもって事実に基づかない発言及び情報発信なのかということが極めて不明瞭です。これが不明瞭のまま、今の現状で不明瞭のまま、全てこの審査会の対象になるというふうになれば、皆さんもよくお分かりでしょうけれども、議会の中で7人以上の人が、これは倫理審査の対象だというふうに宣言すると、全てこの倫理審査会にかけられてしまうということになりかねません。非常にやっぱりその辺は、ちょっと公正ではない部分が出てしまうのではないかと思います。説明責任を果たすためにも、事実に基づかない発言及び情報発信とは何かということが、私は憲法21条との関係というふうに申し上げましたけれども、同じようにそれは単なる事実の認識の誤りであるとか、様々な事実というものは、事実に基づかないものというものはたくさん世の中にはあふれているわけでありまして、それについてどんなふうに取り扱うのか、それと何が違うのか、明確にならないと、やはりこの条項を適用するのは難しいと思います。

○川畑京子会長 他に。

川島副会長。

○川島秀男副会長 鈴木委員のおっしゃることもよく分かるというか、一方ではあるのですが、今回、7人の議員からこの政治倫理に対する請求があった。やはりちょっとこのまま見過ごすわけにはいかないというような思いで皆さん請求されていると思うのです。ということは、ある一定のやっぱり事実に基づかない発信があまりにも度々続いているのではないかとということ、この議会内の7名以上の人たちがそう思ったから、この政治倫理審査会にかけてほしいという請求をしてきているわけです。もちろん、多数による行為ということも考えられますけれども、これも何もなくて、多数で悪意を持ってそういった発信を議員がするという事は、一般的には考えられませんので、ある意味、これも民主主義の一つでありますし、やはりこの発信がおかしいという請求者がこれだけの数いるということは、一旦審査の議場に上げて、本来この内容が正しかったのか、許容される範囲なのかというのを今後しっかりと議論を重ねていく場に持っていかなければならないというふうに私は思いますので、ぜひ進める方向でお願いしたいと思います。

○川畑京子会長 鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 つまり、7名の方がそういうふうに思ったというふうなことが、ということは、特定の政治的な目的を持ったというふうに言えるということなのではないでしょうか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時16分

.....
o 川畑京子会長 再開いたします。

塚越委員。

o 塚越洋一委員 そういう議論があるのですけれども、もともとこの議員政治倫理条例が制定された背景というのは、非常勤特別職としての市民から選ばれた公務員が利益誘導などの不正があってはならないということで、特にここでは市の工事等に関する遵守事項ということで、第4条で、ここだけが具体的に書かれているわけなのです。第4条以外では、では品位を損なう一切の行為とは何をもってするのかとか、事実に基づかない発言や情報発信は何だとかということは、特にこの中ではないわけなのです。

もとより、この条例そのものの目的が、第4条そのものに重点が置かれているということは間違いない事実だというのは、皆さんも認めていると思うのです。そうしたときに、やはり事実は何をもって事実とするのか、それから例えば品位を損なう一切の行為というのは一体何だろうかとか、そういうところをはっきりしないで、この審査会の請求をしたり、また請求があったからといって、そこでどんどん審議をしていくと、歯どめが全然なくなってしまうのです。もとより、やっぱり市民から選ばれた公務員である議員については、やはり情報発信やまたは表現の自由については憲法上保障されているものだと、それならば条例の解釈、運用については制限、限定的に行うということが解釈、運用の基本にならなければならないというふうに私は考えます。ということを一応申し上げておきます。

o 川畑京子会長 他にご意見はございませんか。

小林委員。

o 小林憲人委員 先ほど鈴木啓太郎委員のほうから、政治的目的だなんていう話もありました。そういったことは一切私はないというふうに考えています。

あと、塚越委員おっしゃったように…

〔何事かいう声あり〕

o 小林憲人委員 休憩中の発言ですけれども、そういう政治的な意図とかはないというふうに私は理解をしています。

あと、塚越委員おっしゃったように、4条をメインというか、3条も当然メインになってくる話だと私は思っていますので、そこは4条だけではないよというふうには申し上げておきますし、る議論があつていいと思うのです。先ほど鈴木啓太郎委員がおっしゃったそのファンタジーの部分であるとか空想の部分であるとかは除くのだよということを審査会の中で明らかにしていけばいいだけの話であつて、今ここでそれを議論してもしょうがないのではないのかなと私は思うのです。あくまで審査請求がかかって、議長が判断して付託をされて、議題にするかどうかを今ここで決める場ですから、議題としますとして、その辺りの話を審査会の中でしっかりと議論を詰

めていけばいいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○川畑京子会長 ご意見はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 ただ、私、ご意見というふうに言われると、やっぱり一番先に申し上げたことですけれども、要するにこれは小説の世界のことなのか、空想的世界のことなのかファンタジーなのか、一部の事実誤認が含まれているものなのか、事実認識の相違によるものなのか、これは刑法上でありますと、名誉毀損、民法上でありますと、様々なところで事実認定の評価の分かれる内容であるというふうに考えられます。だから、やっぱりどの部分が、どういう事態になったときに、事実に基づかない発言及び情報発信をしないことというものの内容に関わるのかということについては、非常に慎重であるべきだというふうに思うので、これが、そこをやっぱりちょっと明確にしておきたいというふうに思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 鈴木啓太郎委員、今、刑法とか民法とかの話がされましたけれども、結果的に裁判やっていく中で、最終判断をするわけですよ、いずれにしても。だから、その結論に至るまでの間にいろいろ議論をする話ではないですか、普通の一般的な裁判についてもね。だから、別におっしゃっていることは分かるのですけれども、私は先ほども申し上げましたとおり、議題に上げて、その辺をみんなで詰めていけばいいという話だと私は理解をしていますので、私は今の現時点で請求の内容を見た印象としては、これは事実に基づかないのではないかなと、疑いが当然あるというふうに理解をしていますので、きちんと議題としては取り扱っていくべき内容だというふうに理解をしています。

○川畑京子会長 一旦休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時22分

再 開 午後2時33分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

この際、条例第6条第9項の規定により、調査するのかもしれないのかについて採決いたします。

今回の調査請求内容を審査会で審査することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○川畑京子会長 起立多数であります。

よって、今回の調査請求内容を審査会で審査することに決定いたしました。

それでは、調査請求により手続を進めることとしたいと思います。

.....
◎次回日程について

○川畑京子会長 次に進みます。

次回日程について伺います。当該事案の調査を行うに当たり、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第7条第2項により、審査会は、当該審査を行うため、審査の対象となっている議員及び関係者に対し出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、または関係資料の提出を求めることができます。

日程を決定するに当たり、また今後の審査の進め方、方針についてご意見を伺いたいと思います。

休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時34分

再 開 午後3時06分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

次回以降の日程を確定させたいと思います。今回は、12月18日の閉会后、参考人の有無及び決定並びに請求事項②及び③の対象となる議員に対する聴取を行います。

次に、12月23日13時15分から参考人に対する質疑を行うこととします。

続きまして、審査の進め方についてです。

先ほどご意見がございましたが、参考人招集について伺います。今後の審査の進め方、方針についてです。当該事案の調査を行うに当たり、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第7条第2項に、審査会は当該審査を行うため、審査の対象となっている議員及び関係者に対し出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、または関係資料の提出を求めることができるとありますので、必要に応じて事情聴取を行いたいと思いますが、ご意見があればお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 お辞めになられた足立志津子議員は対象にならないのですか。

○川畑京子会長 ならないと思います。

○鈴木啓太郎委員 ならない、だって検証しているメンバーには入って…

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時07分

再 開 午後3時08分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

他にご意見ございませんか。

小林委員。

○小林憲人委員 一応12月18日は参考人の有無と決定をしますと、先ほど休憩中の議論だと、請求のかかっている2と3について、当時、検証をやられた方に、全議員に対して事情聴取というか、参考人の質疑をしたいというお話で、それは私はそれでよろしいかなと思います。

あとは、参考人として呼び出す方、18日に決定しますけれども、その方の参考人の質疑については23日ということでもよろしいかなと思っています。

〔何事かいう声あり〕

○小林憲人委員 だから、18日の日にお話をすればいいということですよ。

〔何事かいう声あり〕

○小林憲人委員 そうということですよ。今、想定されているということでお話しさせていただければ、想定ですけれども、請求代表者の山田議員、対象者の坪田議員、あとは民部議員、前田議員あたりは、やはり呼び出して聞くべきではないかなと思います。それを18日にお諮りすればよろしいのかなというふうに考えます。

以上です。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 参考人については、議事の流れというのですか、審査の流れによって、別途こういう方についてもお話を聞きたいという場面が出てくるかもしれませんので、それはその都度決定するというところでお願いしたいと思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 原田委員おっしゃるとおりでよろしいかなと思います。ただ、時間に限り、1月27日までに報告をしなければいけませんから、それまでに来られない方も当然いらっしゃいますから、そういう場合については手紙で、お便りをいただくとか、別の方法を取る必要があるかなというふうに考えます。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、一旦確認をさせていただきます。

足立志津子元議員にも参考人として招集するという方向で…

〔「お声がけはね」という声あり〕

○川畑京子会長 お声がけだけするというところで確認したいと思います。よろしいでしょうか。

そのほかの方は、12月18日、次回の会議までに検討していただいて、そちらのほうでお名前を

挙げていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、必要に応じて事情聴取を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○川畑京子会長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、必要な手続については、会長に一任願います。

.....

△閉会の宣告（午後 3 時 11 分）

○川畑京子会長 本日の議事は全て終了いたしました。

本日の記録及び公開資料等については会長に一任願います。

次回の会議は12月18日定例会閉会后から行いたいと思います。

以上で令和7年第3回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。